

上場申請のための有価証券報告書の訂正事項分

カルナバイオサイエンス株式会社

【表紙】

【提出書類】 上場申請のための有価証券報告書の訂正事項分

【提出先】 株式会社ジャスダック証券取引所 代表執行役殿

【提出日】 平成20年3月5日

【会社名】 カルナバイオサイエンス株式会社

【英訳名】 Carna Biosciences, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉野 公一郎

【本店の所在の場所】 神戸市中央区港島南町五丁目5番2号511

【電話番号】 078-302-7039(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 島川 優

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区港島南町五丁目5番2号511

【電話番号】 078-302-7039(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 島川 優

1 【上場申請のための有価証券報告書の訂正事項分の提出理由】

平成20年2月20日付をもって提出した上場申請のための有価証券報告書の記載内容の一部を訂正するため、上場申請のための有価証券報告書の訂正事項分を提出するものであります。

2 【訂正事項】

	頁
第一部 企業情報	1
第2 事業の状況	1
3 対処すべき課題	1
(2) 事業別課題	1
研究開発・創薬 (創薬支援事業)	1
第4 提出会社の状況	2
1 株式等の状況	2
(2) 新株予約権等の状況	2
平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の 規定に基づく新株予約権の状況	2
平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の 規定に基づく新株予約権の状況	3
(7) ストックオプション制度の内容	4
新株予約権(平成16年6月14日臨時株主総会決議)	4
新株予約権(平成16年6月14日臨時株主総会決議)	4
6 コーポレート・ガバナンスの状況	5
(2) 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況等	5
内部監査および監査役監査の状況	5
第5 経理の状況	6
1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について	6
財務諸表等	6
(1) 財務諸表	6
損益計算書	6
製造原価明細書	6
注記事項	
(ストック・オプション等関係)	8
(1株当たり情報)	11
中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	12
2 固定資産の減価償却の方法	
注記事項	
(ストック・オプション等関係)	12
(1株当たり情報)	13
(3) その他	14
財務諸表	14
損益計算書	14
製造原価明細書	14
重要な会計方針	15
2 固定資産の減価償却の方法	
注記事項	
(リース取引関係)	16
(ストック・オプション等関係)	18
(税効果会計関係)	22
(1株当たり情報)	23

第四部 株式公開情報	24
第2 第三者割当等の概況	24
1 第三者割当等による株式等の発行の内容	24
第3 株主の状況	25

3 【訂正箇所】

訂正箇所は全文表記しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

3 【対処すべき課題】

(2) 事業別課題

研究開発・創薬

(創薬支援事業)

(訂正前)

当社は、キナーゼタンパク質の品揃えが平成20年1月末日現在で277種類(*) (活性ミュータントキナーゼ(*)、非活性キナーゼ(*)および非活性ミュータントキナーゼ(*)を除く)となり、先発企業と十分競争できる体制が整ってきましたが、今後、海外顧客を新規に獲得するためには、更に多くのキナーゼタンパク質(*)ならびにプロファイリング(*)サービスの品揃えを用意することが現在の課題であると認識しております。このため、当社は、これらの品揃えの強化に重点を置いて研究開発を進めてまいります。

(後略)

(訂正後)

当社は、キナーゼタンパク質(*)の品揃えが平成20年1月末日現在で277種類(活性ミュータントキナーゼ(*)、非活性キナーゼ(*)および非活性ミュータントキナーゼ(*)を除く)となり、200種類を超えるキナーゼタンパク質(*)を取り扱う先発企業(2社)と十分競争できる体制が整ってきましたが、今後、海外顧客を新規に獲得するためには、更に多くのキナーゼタンパク質(*)ならびにプロファイリング(*)サービスの品揃えを用意することが現在の課題であると認識しております。このため、当社は、これらの品揃えの強化に重点を置いて研究開発を進めてまいります。

(後略)

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況
(訂正前)

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第2回		
	最近事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数	295個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	295株(注)2	同左

(中略)

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年6月18日開催の取締役会において上記条件の新株予約権335個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数を減じております。

(後略)

(訂正後)

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第2回		
	最近事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数	260個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	260株(注)2	同左

(中略)

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年6月18日開催の取締役会において上記条件の新株予約権300個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数を減じております。

(後略)

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況
(訂正前)

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第2回		
	最近事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数	70個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	70株(注)2	同左

(中略)

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年6月18日開催の取締役会において上記条件の新株予約権70個の付与を決議しております。

(後略)

(訂正後)

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第2回		
	最近事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数	105個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)3	105株(注)2	同左

(中略)

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年6月18日開催の取締役会において上記条件の新株予約権105個の付与を決議しております。

(後略)

(7) 【ストックオプション制度の内容】

新株予約権(平成16年6月14日臨時株主総会決議)

(訂正前)

第2回	
決議年月日	平成16年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名(注)1 当社監査役 1名 当社従業員 17名(注)2

(後略)

(訂正後)

第2回	
決議年月日	平成16年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名(注)1 当社従業員 17名(注)2

(後略)

新株予約権(平成16年6月14日臨時株主総会決議)

(訂正前)

第2回	
決議年月日	平成16年6月14日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 2名

(後略)

(訂正後)

第2回	
決議年月日	平成16年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 社外協力者 2名

(後略)

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況等

内部監査および監査役監査の状況

(訂正前)

当社では、経営管理部長および知的財産・法務、経営企画部長の2名が内部監査人として全部門を対象に必要な内部監査を定期的実施しており、内部監査の結果を全て代表取締役社長に報告し、常勤監査役に対しては、直接、監査実施内容および改善状況の報告を適時行っております。また、内部監査人は各監査役と密接な連携を取っていることから、各監査役は常に内部監査状況を把握しております。更に内部監査人は、会計監査人と定期的に情報共有のための会合を開くなど、連携を図っております。

(後略)

(訂正後)

当社では、経営管理部長が経営管理部以外の内部監査を行い、知的財産・法務、経営企画部長が経営管理部の内部監査を行い、これら内部監査人(2名)によって、全部門を対象に必要な内部監査を定期的実施したうえ、内部監査の結果を全て代表取締役社長に報告し、常勤監査役に対しては、直接、監査実施内容および改善状況の報告を適時行っております。また、内部監査人は各監査役と密接な連携を取っていることから、各監査役は常に内部監査状況を把握しております。更に内部監査人は、会計監査人と定期的に情報共有のための会合を開くなど、連携を図っております。

(後略)

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(訂正前)

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という)に基づいて作成しております。

(訂正後)

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という)に基づいて作成しております。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【損益計算書】

製造原価明細書

(訂正前)

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)		当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	2	3,528	10.1	10,488	15.7
労務費		17,740	50.6	34,988	52.3
経費		13,769	39.3	21,360	32.0
当期総製造費用		35,038	100.0	66,836	100.0
期首仕掛品たな卸高		2,143		6,835	
合計		37,182		73,672	
期末仕掛品たな卸高		6,835		8,993	
他勘定振替高	3	49		412	
当期製品製造原価		30,297		64,266	

(訂正後)

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)		当事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	2	3,528	10.1	10,488	15.7
労務費		17,740	50.6	34,988	52.3
経費		13,769	39.3	21,360	32.0
当期総製造費用		35,038	100.0	66,836	100.0
仕掛品期首たな卸高		2,143		6,835	
合計		37,182		73,672	
仕掛品期末たな卸高		6,835		8,993	
他勘定振替高	3	49		412	
当期製品製造原価		30,297		64,266	

注記事項

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)

(1) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

ストック・オプションの内容

(訂正前)

	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成16年 ストック・オプション 第2回
付与対象者の 区分及び数	取締役 1名	社外協力者 3名(注) 2	取締役 6名 監査役 1名 従業員 17名(注) 6
ストック・オプション の数	普通株式 40株(注) 1、3	普通株式 60株(注) 3	普通株式 335株(注) 5、6

(中略)

	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成16年 ストック・オプション 第3回
付与対象者の 区分及び数	社外協力者 2名	従業員 6名(注) 1、2	社外協力者 8名
ストック・オプション の数	普通株式 70株	普通株式 150株(注) 2	普通株式 160株
付与日	平成16年 6月21日	平成16年10月 1日	平成16年10月 1日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。

(後略)

(訂正後)

	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成16年 ストック・オプション 第2回
付与対象者の 区分及び数	取締役 1名	社外協力者 3名(注)2	取締役 6名 従業員 17名(注)6
ストック・オプション の数	普通株式 40株(注)1、3	普通株式 60株(注)3	普通株式 300株(注)5、6

(中略)

	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成16年 ストック・オプション 第3回
付与対象者の 区分及び数	監査役 1名 社外協力者 2名	従業員 6名(注)1、2	社外協力者 8名
ストック・オプション の数	普通株式 105株	普通株式 150株(注)2	普通株式 160株
付与日	平成16年6月21日	平成16年10月1日	平成16年10月1日
権利確定条件	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p><u>発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</u></p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>

(後略)

ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

a スtock・オプションの数

(訂正前)

	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第2回
権利確定前(株)				
前事業年度末 付与	40	60	335	70
失効・消却	40		40	
権利確定 未確定残		60	295	70
権利確定後(株)				
前事業年度末 権利確定 権利行使 失効・消却 未行使残				

(訂正後)

	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第2回
権利確定前(株)				
前事業年度末 付与	40	60	300	105
失効・消却	40		40	
権利確定 未確定残		60	260	105
権利確定後(株)				
前事業年度末 権利確定 権利行使 失効・消却 未行使残				

(1株当たり情報)

(訂正前)

(前略)

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,652,888
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,652,888
1株当たり純資産の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	44,490

(後略)

(訂正後)

(前略)

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,652,888
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,652,888
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	44,490

(後略)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(訂正前)

項目	第5期中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)
	(中略)
2 固定資産の減価償却の方法	(2) 無形固定資産 定額法 なお、特許実施権については5年で償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。
	(後略)

(訂正後)

項目	第5期中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)
	(中略)
2 固定資産の減価償却の方法	(2) 無形固定資産 定額法 <u>自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。</u>
	(後略)

注記事項

(ストック・オプション等関係)

第5期中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

2 スtock・オプションの内容

付与したストック・オプションは、以下のとおりであります。

(訂正前)

(中略)

付与日における公正な評価単価	100,000円	100,000円
----------------	----------	----------

(後略)

(訂正後)

(中略)

付与日における公正な評価単価	—	—
----------------	---	---

(後略)

(1株当たり情報)

(訂正前)

(前略)

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第5期中間会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,627,999
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	1,627,999
1株当たり純資産の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	44,490

(後略)

(訂正後)

(前略)

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第5期中間会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,627,999
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	1,627,999
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	44,490

(後略)

(3) 【その他】

財務諸表

損益計算書

製造原価明細書

(訂正前)

区分	注記 番号	第5期事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)
材料費	2	14,349	14.2
労務費		50,686	50.2
経費		35,884	35.6
当期総製造費用		100,921	100.0
期首仕掛品たな卸高		8,993	
合計		109,914	
期末仕掛品たな卸高		5,855	
当期製品製造原価		104,059	

(訂正後)

区分	注記 番号	第5期事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)
材料費	2	14,349	14.2
労務費		50,686	50.2
経費		35,884	35.6
当期総製造費用		100,921	100.0
仕掛品期首たな卸高		8,993	
合計		109,914	
仕掛品期末たな卸高		5,855	
当期製品製造原価		104,059	

重要な会計方針

(訂正前)

項目	第5期事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
	(中略)
2 固定資産の減価償却の方法	(2) 無形固定資産 定額法 なお、特許実施権については5年で償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。
	(後略)

(訂正後)

項目	第5期事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
	(中略)
2 固定資産の減価償却の方法	(2) 無形固定資産 定額法 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。
	(後略)

注記事項

(リース取引関係)

(訂正前)

第5期事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額				
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	減価損失 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具器具備品	65,140	26,562	35,261	3,316
合計	65,140	26,562	35,261	3,316
(2) 未経過リース料期末残高相当額等				
未経過リース料期末残高相当額				
1年内				12,520千円
1年超				13,993千円
合計				26,514千円
リース資産減損勘定の残高				
				23,825千円
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				
支払リース料				13,144千円
リース資産減損勘定の取崩額				11,436千円
減価償却費相当額				1,591千円
支払利息相当額				121千円
減損損失				千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法				
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。				
(5) 利息相当額の算定方法				
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				

(訂正後)

第5期事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額				
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	減損損失 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具器具備品	65,140	26,562	35,261	3,316
合計	65,140	26,562	35,261	3,316
(2) 未経過リース料期末残高相当額等				
未経過リース料期末残高相当額				
1年内				12,520千円
1年超				13,993千円
合計				26,514千円
リース資産減損勘定の残高				
				23,825千円
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				
支払リース料				13,144千円
リース資産減損勘定の取崩額				11,436千円
減価償却費相当額				1,591千円
支払利息相当額				121千円
減損損失				千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法				
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。				
(5) 利息相当額の算定方法				
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				

(ストックオプション等関係)

第5期事業年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

(1) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

ストック・オプションの内容

(訂正前)

	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成16年 ストック・オプション 第2回
付与対象者の 区分及び数	取締役 1名	社外協力者 3名(注)2	取締役 6名 監査役 1名 従業員 17名(注)6
ストック・オプション の数(注1)	普通株式 40株(注)1、3	普通株式 60株(注)3	普通株式 335株(注)5、6
(中略)			
権利行使価格(注2)	5,000円 (注)4	5,000円 (注)4	50,000円

(後略)

	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成16年 ストック・オプション 第3回
付与対象者の 区分及び数	社外協力者 2名	従業員 6名(注)1、2	社外協力者 8名
ストック・オプション の数	普通株式 70株	普通株式 150株(注)2	普通株式 160株
付与日	平成16年6月21日	平成16年10月1日	平成16年10月1日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。

(後略)

(訂正後)

	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成16年 ストック・オプション 第2回
付与対象者の 区分及び数	取締役 1名	社外協力者 3名(注)2	取締役 6名 従業員 17名(注)6
ストック・オプション の数	普通株式 40株(注)1、3	普通株式 60株(注)3	普通株式 300株(注)5、6
(中略)			
権利行使価格	5,000円 (注)4	5,000円 (注)4	50,000円

(後略)

	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成16年 ストック・オプション 第3回
付与対象者の 区分及び数	監査役 1名 社外協力者 2名	従業員 6名(注)1、2	社外協力者 8名
ストック・オプション の数	普通株式 105株	普通株式 150株(注)2	普通株式 160株
付与日	平成16年6月21日	平成16年10月1日	平成16年10月1日
権利確定条件	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p><u>発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任・定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</u></p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p><u>発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</u></p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>

(後略)

ストック・オプションの規模及びその変動状況

第5期事業年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

a スtock・オプションの数

(訂正前)

	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第2回
権利確定前(株) 前事業年度未 付与 失効・消却 権利確定 未確定残		60	<u>295</u>	<u>70</u>
権利確定後(株) 前事業年度未 権利確定 権利行使 失効・消却 未行使残		60	<u>295</u>	<u>70</u>

(訂正後)

	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第2回
権利確定前(株) 前事業年度未 付与 失効・消却 権利確定 未確定残		60	<u>260</u>	<u>105</u>
権利確定後(株) 前事業年度未 権利確定 権利行使 失効・消却 未行使残		60	<u>260</u>	<u>105</u>

c 本源的価値情報

(訂正前)

(単位：千円)

	権利行使	未決済残
権利行使価格		100
自社株式の評価単価		100
本源的価値		
本源的価値の合計額		

(注) 1 本源的価値情報は、会社法施行日以後に付与したストック・オプションのうち、第5期事業年度末時点で権利未確定のもの(1,650株)を対象としております。

2 自社株式の評価単価は、平成19年12月31日時点で評価したものを利用しております。

(訂正後)

(単位：千円)

	権利行使	未決済残
権利行使価格		100
自社株式の評価単価		100
本源的価値		
本源的価値の合計額		

(注) 1 本源的価値情報は、会社法施行日以後に付与したストック・オプションのうち、当事業年度末時点で権利未確定のもの(1,650株)を対象としております。

2 自社株式の評価単価は、平成19年12月31日時点で評価したものを利用しております。

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

(訂正前)

(税効果関係)

第5期事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)	
棚卸資産	4,544千円
減損損失	24,197
繰越欠損金	604,905
その他	1,053
繰延税金資産小計	634,700
評価性引当額	634,700
繰延税金資産合計	
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	14,021
繰延税金負債合計	14,021
差引：繰延税金負債の純額	14,021
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった 主な項目別の内訳	
税引前当期純損失を計上しているため、記載していません。	

(訂正後)

(税効果会計関係)

第5期事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)	
研究開発費損金算入超過額	4,544千円
減損損失	24,197
繰越欠損金	604,905
その他	1,053
繰延税金資産小計	634,700
評価性引当額	634,700
繰延税金資産合計	
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	14,021
繰延税金負債合計	14,021
差引：繰延税金負債の純額	14,021
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった 主な項目別の内訳	
税引前当期純損失を計上しているため、記載していません。	

(1株当たり情報)

(訂正前)

(前略)

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第5期事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,435,920
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,435,920
1株当たり純資産の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	44,490

(後略)

(訂正後)

(前略)

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第5期事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,435,920
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,435,920
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	44,490

(後略)

第四部 【株式公開情報】

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(訂正前)

項目	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成19年4月16日	平成19年7月13日

(後略)

(訂正後)

項目	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成19年4月16日	平成19年7月17日

(後略)

第3 【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
	(中略)		
クリスタルゲノミクス社(注)3	韓国ソウル市 ソンパグー 388-1 プン ナップ2ドーン アサン インスティテュ ート フォー ライフサイエンス セカン ドビルディング6階	1,000	2.12

(後略)

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
	(中略)		
クリスタルゲノミクス社(注)3	韓国ソウル市 ソンパグー プンナップド ーン アサン メディカルセンター アサ ンインスティテュート フォー ライフサ イエンス セカンドビルディング6階	1,000	2.12

(後略)